

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等		管 財 課
・指定管理者の指定		観 光 振 興 課
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正		県民生活環境課
・保安林の指定		林 政 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定		砂 防 課
◎ 公 告		
・一般競争入札の実施		管 財 課
・大規模小売店舗の変更事項届出		経 営 支 援 課
・測量の実施（2件）		建 設 企 画 課
・特定開発行為に関する工事完了		砂 防 課
・一般競争入札の実施		教 育 環 境 整 備 課
・長崎県内の警察施設で使用する電力		警 察 本 部 会 計 課
◎ 長崎県病院企業団条例		
・長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例		長崎県病院企業団
・長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例		”

告 示

長崎県告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県長崎地区で使用する電力、長崎県県北地区で使用する電力、長崎県県央・島原地区で使用する電力、長崎県庁舎で使用する電力及び長崎県五島地区で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚

偽の事実を記載した者

- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和5年2月3日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 資格審査申請書の提出方法

申請者は資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証明する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク 指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）

(4) 資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア 資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部管財課

（電話）095-894-3000

（長崎県総務部管財課ホームページアドレス）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kanzai/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合

は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達に依る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達に依る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達に依る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第2号

長崎県伊王島リゾート公園条例（平成元年長崎県条例第15号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県伊王島リゾート公園	長崎市伊王島町1丁目3277番地7 株式会社 KPG HOTEL & RESORT 代表取締役 加藤 友康	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

長崎県告示第3号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年長崎県告示第302号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 生活衛生課関係						別表（第2条関係） 生活衛生課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1	～	6	略			1	～	6	略	
	7	長崎県 公衆浴	原油価 格及び	一般公衆浴場を営 業する者が、ボ	補助対 象経費		7	長崎県 公衆浴	原油価 格及び	一般公衆浴場を営 業する者が、ボ	補助対 象経費
					令和4年 4月1日						令和4年 4月1日

場燃油 等価格 高騰対 策補助 金	物価が 高騰す る中、 物価統 制 令 (昭 和21年 勅 令 第118 号) の 適用を 受け、 独自の 価格転 嫁が困 難であ る一般 公衆浴 場の負 担 軽 減 を 図る。	イラー等の基幹設 備稼働のために 購入した燃料費 (重油、灯油、再 生油等)の上昇分 のみを補助の対象 とし、その補助対 象経費は、令和3 年1月1日から令 和3年12月31日ま での1年間に購入 した燃料費に、 17.1%(燃料費上 昇率)を乗じた額 とする。 ただし、重油及び 灯油以外の燃料費 については、実際 の購入費から燃料 費上昇率を算定 するものとし、 17.1%を上限とす る。	の2分 の1以 内	時点で長 崎県内に おいて一 般公衆浴 場の営業 許可を受 け、入浴 料金につ き物価統 制令(昭 和21年勅 令 第118 号)第4 条の規定 による統 制額を指 定された 公衆浴場 を経営す る者
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

長崎県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

対馬市峰町津柳字セキノ段52の1、52の18、字道ノ下60の2、61の2、61の5、61の7、61の10、61の12、61の15から61の18まで、62の1、62の12から62の18まで、62の20、63の1から63の4まで、字コウロノ段70の2、74、75、87の5から87の9まで、88の10、88の11、字登り立97の1、97の2、97の4、97の10から97の15まで、98、102、107の1から107の4まで、107の6から107の9まで、113の4から113の6まで、113の11、114の1、114の3、字脇田ノ平220（次の図に示す部分に限る。）、217から219まで、223の1、224の1、226の3、226の4、233の6、233の7、字在家303の1、303の2、304の1、304の2、308

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字脇田ノ平217から220・223の1・233の6・233の7（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、226の4、字在家303の1・304の1・308（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、303の2

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第5号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		女ノ都2丁目(2)		
所在地	市町名	大字	字	地番
		長崎市	女ノ都2丁目	

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

- ①長崎県長崎地区で使用する電力 予定契約電力 2,871kW、予定使用電力量 6,512,400kWh
- ②長崎県県北地区で使用する電力 予定契約電力 963kW、予定使用電力量 1,759,500kWh
- ③長崎県県央・島原地区で使用する電力 予定契約電力 1,761kW、予定使用電力量 4,366,000kWh
- ④長崎県庁舎で使用する電力 予定契約電力 2,100kW、予定使用電力量 8,514,400kWh
- ⑤長崎県五島地区で使用する電力 予定契約電力 334kW、予定使用電力量 493,500kWh

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 使用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 需要場所

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する電力調達に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。
 - (4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和4年12月15日改定）に基づく資格を得ていること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
 - (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
（提出期限）令和5年2月3日17時00分
 - (2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課
（電話）095-895-2512
（提出期限）令和5年2月3日17時00分
- 4 入札参加条件
当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。
- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和5年2月3日までの間（県の休日を除く。）
（場所）5の部局等とする。
長崎県総務部管財課ホームページ上にも掲載する。
- 8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部管財課
（電話）095-894-3000
（提出期限）令和5年2月3日17時00分
- 9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限等
- (1) 提出場所 長崎県総務部管財課

- (2) 受領期限 令和5年2月15日17時00分
(3) 提出方法 直接又は郵送（書留郵便により、受領期限内必着のこと。）により提出すること。なお、代理人による入札は認めない。

11 開札の日時及び場所

- ①令和5年2月16日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室
②令和5年2月16日 13時50分 長崎県庁行政棟1階入札室
③令和5年2月16日 14時10分 長崎県庁行政棟1階入札室
④令和5年2月16日 14時30分 長崎県庁行政棟1階入札室
⑤令和5年2月16日 14時50分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。
(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

- (15) 代理人が入札したとき。
 - (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
 - (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 15 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 16 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、単価契約とする。
 - (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
 - (4) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 17 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities (Nagasaki area)
Contract:2,871kW, Estimated volume of electricity: 6,512,400kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenhoku area).
Contract: 963kW, Estimated volume of electricity: 1,759,500kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Kenou・Shimabara area).
Contract: 1,761kW, Estimated volume of electricity: 4,366,000kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Office Buildings
Contract: 2,100kW, Estimated volume of electricity: 8,514,400kWh.
 - ⑤ Electricity to use in Nagasaki Prefectural facilities. (Gotou area).
Contract: 334kW, Estimated volume of electricity: 493,500kWh.
 - (2) Period of supply: From 1 April 2023 through 31 March 2024
 - (3) Place of supply:
 - ① Nagasaki Prefectural facilities in Nagasaki area
 - ② Nagasaki Prefectural facilities in Kenhoku area
 - ③ Nagasaki Prefectural facilities in Kenou・shimabara area
 - ④ 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, Nagasaki Prefectural Office Buildings.
 - ⑤ Nagasaki Prefectural facilities in Gotou area
 - (4) Time-limit for tenders: 5:00 p.m. 15 February 2023
 - (5) Date and time for the opening of tenders:
 - ① Nagasaki area: 13:30 a.m. 16 February 2023
 - ② Kenhoku area: 13:50 a.m. 16 February 2023
 - ③ Kenou・Shimabara area: 14:10 a.m. 16 February 2023
 - ④ Nagasaki Prefectural Office Buildings: 14:30 a.m. 16 February 2023
 - ⑤ Gotou area: 14:50 a.m. 16 February 2023
 - (6) Contact point for the notice:

Public Property Management Division
 General Affairs Department
 Nagasaki Prefectural Government
 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN Tel.095-824-1111 Ext.3000.

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゆめタウン夢彩都
 長崎県長崎市元船町14番49外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社イズミ
 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明
 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
 外75店
 （変更後）株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明
 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
 外71店
- (4) 変更の年月日
 令和4年11月19日 外

2 届出年月日

令和4年12月14日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
 公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
 長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡長与町高田郷（一部）地域	令和5年1月5日から 令和5年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長与町長から公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西彼杵郡 長与町	令和5年1月1日から 令和5年3月31日まで

特定開発行為に関する工事完了（公告）

次の特定開発行為に関する工事は完了した。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年5月6日 3県北振建管第7210号	長崎県佐世保市早苗町274番3の一部、275番1、275番2、275番3の一部、又275番、276番の一部、276番1の一部、277番1の一部、277番2の一部、277番3、277番4の一部、277番5の一部、277番7の一部、278番の一部、又イ278番の一部、又ロ278番、280番1の一部、282番2の一部、284番の一部、市道（里道）の一部	長崎県佐世保市赤崎町1453-16 ライツ不動産株式会社 代表取締役 道添 昭仁

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
予定契約電力 2,377kW、予定使用電力量 4,089,952kWh
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
予定契約電力 3,023kW、予定使用電力量 4,529,228kWh
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
予定契約電力 2,452kW、予定使用電力量 4,427,543kWh
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
予定契約電力 1,794kW、予定使用電力量 2,963,336kWh

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書（様式任意）に記載している公費分のみの予定契約電力及び予定使用電力量に依

じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書（様式任意）を別途添付すること。（入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。）

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和4年12月15日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-824-1111（内線3000）

（提出期限）令和5年1月25日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

- (2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512（直通）

（提出期限）令和5年1月25日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

4 入札参加条件

- (1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。
- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和5年2月3日 午後5時までに5の部局等に提出すること（書留郵便により、受領期限内必着のこと）。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県教育庁教育環境整備課 (県立学校管理班)

(電話) 095-894-3323 (直通)

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和5年1月25日までの間 (県の休日を除く。)

(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和5年2月16日 午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便 (書留郵便により受領期限内必着のこと。) で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和5年2月17日 午後3時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (長崎地区)	15:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県北地区)	15:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県央地区)	16:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力 (県南・五島地区)	16:30

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁 (行政棟) 7階 701会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候 (大雨、大雪、台風接近等) 等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額 (消費税及び地方消費税を含む。) の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (契約希望金額の100分の5以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの (2件以上) を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額 (消費税及び地方消費税を含む。) の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上) を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの (2件以上) を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、単価契約とする。
 - (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities (Nagasaki area)
Contract:2,377kW, Estimated volume of electricity: 4,089,952kWh.
 - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenhoku area).
Contract:3,023kW, Estimated volume of electricity: 4,529,228kWh.
 - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenou area).
Contract:2,452kW, Estimated volume of electricity: 4,427,543kWh.
 - ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kennan and Goto area).
Contract:1,794kW, Estimated volume of electricity: 2,963,336kWh.
 - (2) Period of supply:
From 1 April 2023 through 31 March 2024
 - (3) Place of supply:
 - ① Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area
 - ② Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
 - ③ Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center

- ④ Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:
5:00 p.m. 16 February 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
① Nagasaki area: 3:30 p.m. 17 February 2023
② Kenhoku area: 3:50 p.m. 17 February 2023
③ Kenou area: 4:10 p.m. 17 February 2023
④ Kennan and Goto area: 4:30 p.m. 17 February 2023
- (6) Contact point for the notice:
Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
Tel.095-894-3323

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年1月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入件名及び数量
長崎県内の警察施設で使用する電力
契約電力 1,953kW
予定使用電力量 4,806,700kWh
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 使用期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 需要場所
長崎県内の警察施設（入札説明書による。）
- (5) 入札の方法
ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する各施設の月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総計（年間総価）を入札金額とすること。この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。
※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。
イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 入札書は、直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。
オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和4年12月15日改定）に基づく資格を得ていること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- (1) 資格審査申請書
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県総務部管財課（施設班）
（電話）095-894-3000
（提出期限）令和5年2月3日 17時まで
（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）
 - (2) 長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）
前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、報告書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
報告書の入手先、提出場所及び問合せ先
（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課
（電話）095-895-2512
（提出期限）令和5年2月3日 17時まで
（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）
- 4 入札参加条件
当該施設の電力需要に対して供給可能であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称
（住所）〒850-8548 長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線 2231
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和5年2月3日（金）までの間（県の休日を除く。）
（場所）5の部局等とする。
- 8 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法
入札参加希望者は、必ず入札参加申請書（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を提出すること。
（提出場所）5の部局とする。
（提出期限）令和5年2月3日（金）17時まで
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限等
- (1) 提出場所 5の部局等とする。
 - (2) 受領期限 令和5年2月15日（水）17時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

11 開札の日時及び場所

（日時）令和5年2月16日（木）13時30分

（場所）長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部 3階入札室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(4) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(5) 入札者が連合して入札をしたとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(8) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(9) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札書に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字、電気料金総額内訳書の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲

内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to use in Nagasaki Prefectural Police facilities
Contract: 1,953kW, Estimated volume of electricity: 4,806,700kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2023 through 31 March 2024
- (3) Place of supply:
Nagasaki Prefectural Police facilities
- (4) Time-limit for tender:
5:00 p.m. 15 February 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. 16 February 2023
- (6) Contact point for the notice:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月6日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第1号

長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて認めるときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>

- 2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 企業長は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号）第5条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として企業長が定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 企業長は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3及び第27条第1項に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（以下次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が

- 2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 企業長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、その状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められるときを除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 企業長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2. 企業長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3. 企業長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として企業長が定める管理監督職をいう。以下この項において同

じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 企業長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 企業長は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 企業長は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 企業長は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職

でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 企業長は、前条本文の規定によるほか、企業団を組織する地方公共団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1及び2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、医師及び歯科医師を除く。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 企業長は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年長崎県病院企業団条例第1号）による改正前の第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

1及び2 略

(長崎県病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第9

号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 <u>(降給に関する経過措置)</u> 2 当分の間、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年長崎県条例第43号)の例による。</p>	<p>附 則 この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p>

(長崎県病院企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県病院企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に</u>受ける給料の月額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

(長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特定の職員についての適用除外) 第29条 第6条、第8条、第10条及び第21条の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は<u>第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u> 2 略</p>	<p>(特定の職員についての適用除外) 第29条 第6条、第8条、第10条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2 略</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2)~(4) 略</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。) (2)~(4) 略</p>

<p>(5) <u>長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号の<u>一</u>に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条各号の<u>一</u>に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 長崎県病院企業団職員の育児休業等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(長崎県病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 長崎県病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年9月末までに、前年度の職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)及び(8) 略</p>	<p>(公表)</p> <p>第2条 企業長は、毎年9月末までに、前年度の職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)及び(8) 略</p>

(長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 企業長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 企業長は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の企業長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 企業長は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務

- 員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
 - 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
 - 5 企業長は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 企業長は、前条第1項の規定によるほか、企業団を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、企業団を組織する地方公共団体における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、企業長は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする

る短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 企業長は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、企業団を組織する地方公共団体における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、企業長は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず企業団を組織する地方公共団体における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の企業長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 企業長は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日を

いう。以下この条において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の企業長が定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち、基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該企業長が定める短時間勤務の職にあっては、企業長が定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該企業長が定める短時間勤務の職にあっては、企業長が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(長崎県病院企業団職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 長崎県病院企業団職員の再任用に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第8号)は、廃止する。

(長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員については、第4条の規定による改正後の長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第8条、第10条及び第21条の規定は、適用しない。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第5条の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。)」とする。

(長崎県病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の長崎県病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(委任)

第16条 附則第1条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が企業管理規程で定める。

長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年1月6日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第2号

長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例(平成21年長崎県病院企業団条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第7条 企業長は、医療技術修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 医療技術者の免許を取得した後、直ちに企業団病院の</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p>第7条 企業長は、医療技術修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の返還を免除するものとする。</p> <p>(1) 医療技術者の免許を取得した後、直ちに企業団病院の</p>

<p>職員となり、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の<u>1.5倍</u>に相当する期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げた期間）以上在職したとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>職員となり、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の<u>2倍</u>に相当する期間以上在職したとき。</p> <p>(2) 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例第7条第1号の規定は、この条例の施行日以後に貸与される修学資金（既に修学資金の貸与を受けている者が施行日以後に修学資金の貸与の決定を受ける場合の当該修学資金を含む。）について適用し、この条例の施行日前にこの条例による改正前の長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金については、なお従前の例による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト